

2009年8月24日

「貸金業務取扱主任者資格試験 受験教本第1巻(2008年12月25日発行の旧版)」正誤表

	誤	正
127・136ページ 【図表2 - 54】 図表内上から3行目	25% <u>以上</u>	25% <u>超</u>
127・136ページ 【図表2 - 54】 図表内上から4行目	50% <u>以上</u>	50% <u>超</u>
138ページ 下から4行目	求償金等	求償権等
158ページ 下から4行目	1年 <u>以上</u> の懲役	1年 <u>以下</u> の懲役
172ページ【図表3 - 19】 上から8行目	当該極度方式基本契約以外の	当該極度方式基本契約 <u>およびそれ以外の</u>
184ページ 上から5行目	成年後見人	成年 <u>被</u> 後見人
200ページ 問題	すべて利息として計算される	<u>原則として</u> すべて 利息として計算される
209ページ 上から8行目	<u>利息制限法</u> の上限金利	<u>出資法</u> の上限金利

また、42ページ問題 解答・43ページ12行～13行目に関して、「営業所等において貸金業の業務に従事する者が50人以上いれば、50人ごとにさらに1名の貸金業務取扱主任者を置く必要があります」の記述がわかりにくく不適切であるため、「1つの営業所等において貸金業の業務に従事する者50名につき貸金業務取扱主任者が1名以上の割合になるように、貸金業務取扱主任者を置く必要があります。したがって、貸金業の業務に従事する者の数が51名～100名の場合には貸金業務取扱主任者の数は2名以上必要で、101名～150名の場合には3名以上必要です」と補足・訂正させていただきます。

以上